

千葉市告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項、第115条の2第1項及び第115条の45の5第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定事業者の指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10並びに千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条第1項の規定により告示します。

平成30年1月11日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所（施設）の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社愛花	ケアプランセンターあいか	千葉市中央区長洲1-26-7 Duo 本千葉 103	居宅介護支援	平成30年1月1日
株式会社ネイジン	訪問看護ステーションオハナ	千葉市花見川区横戸台47-2	訪問看護・介護 予防訪問看護	平成30年1月1日
株式会社ら・しえすた	訪問介護オリープ	八千代市八千代台東3-14-3 第一地所ツインビル1階	訪問介護相当サービス・生活援助型訪問サービス	平成30年1月1日
有限会社マルタケ	ケアプランマルタケ	千葉市稲毛区作草部2-6-31 作サンハイツ102号	居宅介護支援	平成30年1月1日
株式会社ヒューマネット	ハルミ訪問看護ステーション	千葉市中央区矢作町955-1	訪問介護・介護 予防訪問介護・ 訪問介護相当サービス・生活援助型訪問サービス	平成30年1月1日